

# 第三次行政改革大綱 実施計画 (集中改革プラン) 行革推進結果!



町では、地方分権や町民ニーズへの的確な対応と、行財政運営の健全化を図るため、平成18年3月に松田町第三次行政改革大綱と同実施計画(集中改革プラン)などを策定し、行政改革を推進してきました。

本号では、この計画等の最終年度である平成20年度における行政改革の取り組み結果などについて、お知らせします。【問合せ】庶務課庶務係 ☎(83)1221

## 組織・機構の改革 改めて平成23年度に 向け検討へ!

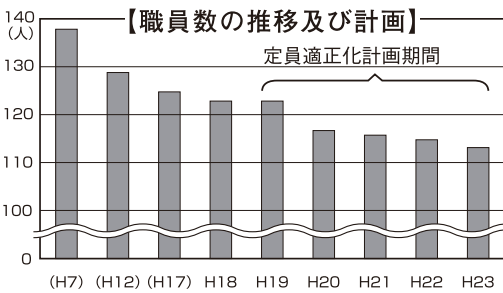
平成19年度の機構改革では、法に基づく制度の変更や、スリムでフラットな組織とするため、部制の廃止、課の再編(10↓8課)、係制への移行(27班↓22係)を実施し、職員削減を伴いつつも、複雑化する社会情勢や多様化する住民ニーズへ、柔軟で効率的に対応するよう努めてきました。

なお、今年3月に策定した改訂松田町第三次行政改革大綱においては、厳しい財政状況のなか、新たな行政需要に即応した体制を機能的に展開し、さらに簡素・効率化を図るため、行政改革の進捗状況や新たな総合計画における施策の策定状況等を念頭に置きながら、平成23年度をめどに改めて機構改革を実施する方向性を定めました。

## 職員数は113名を 目指します!

町の職員数(定員)は、平成20年度当初では117名で、同年中の退職者は予定を上回る8名(定年退職1名、早期退職3名、\*勸奨退職4名)を数えました。また、新規採用を6名としたため、平成21年度当初の職員実数は115名(当初予算では116名が目標数値)となりました。

職員数の管理は、松田町第三次行政改革大綱等と同時に策定した「定員適正化計画」に基づき推進し、平成23年度当初において115名を目指しています。



だが、計画を上回る削減の状況を勘案して、現時点では113名を目指すこととします(左のグラフを参照)。

なお、今後も、行革効果を定員削減に反映していきませんが、極力町民サービスの低下を招かないよう計画的な定員管理に努めていくために、新たな「定員適正化計画」を本年度中に策定する予定です。

## 人件費の削減 5年で3億4千万円の 効果を見込みます

人件費の削減は、定員適正化計画に基づく職員数の減が大きな要素を占めますが、国の動向や町財政状況等を考慮し、削減に努めています。

特に各種手当は、次のとおり見直しており、平成20年度では平成17年度との比較で4162万円の削減を図りました。

このように各種要素から平成18年度を基準とし、以後5年間でかかる人件費の削減額を理論的に計算すると、その合計は3億4394万円となります(下表を参照)。

## 【職員人件費の推移】

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	合計
人件費推移等*年度当初	1,004,068	1,011,173	943,901	923,186	908,445	889,693	5,680,466
H18年度比 増減額		7,105	▲60,167	▲80,882	▲95,623	▲114,375	▲343,942

単位:千円

【削減した主な手当等】

- 特別職及び一般職の地域手当の削減(10%↓4%) ▲399.9万円
- 特別職等の期末手当削減(町長12%、副町長8%、教育長5%カット) ▲90万円
- 管理職手当の削減(一律10%カット) ▲73万円

\*地域手当(従来は給料の10%支給)は、県内の自治体の中では先駆的に平成18年度から段階的に削減しており、来年度で0とします。

## 平成20年度実績と 平成21年度の目標

平成20年度に取り組む目標額(削減額)は1億8266万円と設定し、予算の執行にあつては、次のとおり更なる創意工夫と節減努力を図りました。その結果、決算数値が未確定ではありませんが、現時点において2億5464万円の削減を見込んでいます(前年度予算比)。

## 指定管理者制度 ハーパーゲデンに導入

指定管理者制度とは、公の施設の管理に民間活力を導入し、町民サービスの向上を図り、経費の節減を目的とする制度です。町が所管する各種施設は平成18年度より順次、制度を導入し、現在では26施設を数えます。

平成20年度からは、観光拠点である松田山ハーパーゲデンについて、民間業者を指定管理者に指定したことで、西平畑公園事業特別会計を廃止し、一般会計からの繰出金の抑制や委託料の削減など、単年度で1500万円を超える削減を見込んでいます。

## 改革の継続 改訂第三次大綱を策定

今後においても、サービスの向上を図ることは勿論のこと、民間のノウハウを活用するなど管理運営の向上に努めていきます。

本紙5月号でお知らせしたとおり、行革の継続は町民サービスの向上と経営感覚に立脚した取り組みの積極的な推進上、必要不可欠であるため、平成21・22年度の2か年について、第三次大綱を改訂し推進期間を延長しました。

この改訂では、第三次行政改革大綱の大きな枠組みは残しつつも、新たな改革の追加や内容の見直しを実施しています。

◆行革取り組みの詳細は町ホームページでご覧いただけます。  
<http://own.matsuda.kanagawa.jp/>